## 初めて長期優良住宅の電子申請を利用される方へ「申請時の注意点」

長期優良住宅認定申請(第5条第1・2・3項に基づく申請)

No			設問	注意点
1	環境存文字	11 12	交付する認定通 知書の表記につ いて	ふくおか電子申請サービスでは、髙・崎やローマ数字(I、II・・)等のような環境依存文字は、システム上で「■」と表示されます。認定通知書へは、希望に応じてこれらの環境依存文字を記載できます。 環境依存文字の使用を希望される場合は、以下の手順で申請してください。 1. 設問【11】で「環境依存文字の使用を希望する」を選択してください。 2. 設問【12】で「環境依存文字の使用希望箇所」を選択してください。 3. 図面の添付画面で、使用を希望する環境依存文字がわかる画像データを添付してください。 なお、設問 11 で「環境依存文字の使用を希望する」を選択していない場合は、入力された文字のまま認定通知書を発行しますので、留意してください。
2	申請者の住所	17	申請者の住所又 は主たる事務所の 所在地(地名地 番)(1人目)	都道府県名の入力は不要です。
3	申請者の住所	20	申請者の住所又 は主たる事務所の 所在地(地名地 番)(2人目)	連名で申請する際、申請者間で住所が同じにもかかわらず、表記が異なるケースが見受けられます。入力された住所はそのまま認定通知書に印刷されますので、統一した表記とするためにも、一人目の住所をコピーして貼り付けてください。
4	住宅の位置	27	地名地番(市町村以降)	設問のタイトルが「市町村以降」となっておりますが、市町村名の入力は不要です。 市町村名より後の地名地番を記載してください。 ※次回のシステム改修にて、設問タイトルの変更予定
5	床面積	39	1 階の床面積	建築基準法に基づく床面積を記載してください。なお、階段の面積は除外されません。  階段の面積については、以下の手順で入力してください。 1. 設問【44】で「1 階の床面積に階段部分が含まれている」を選択してください。 2. 設問【45】で階段の面積を入力してください。  なお、入力された階段の面積が確認できるよう、図面に寸法及び計算式を記載してください。

No	設問			注意点
6	居住環境	258 ~ 261	居住環境基準(景観計画の区域)	<ul> <li>設問【259】</li> <li>『当該申請の住宅が位置する市町村は「景観計画」を策定しています。以下の設問【261】では「景観計画の区域のため、適合証等を添付する。」又は「景観計画の区域であるが、届出不要である。」のいずれかを選択してください。』 設問【260】</li> <li>『当該申請の住宅が位置する市町村は「景観計画」を策定しています。以前の設問【258】では「区域に含まれる」を選択し直してください。』</li> <li>と表示された場合は、以下の手順で入力してください。</li> <li>1. まず、県や市町村が策定している景観計画を確認し、手続きが必要であるか確認してください。</li> <li>2. 設問【258】の選択肢を、現在の「区域に含まれない」から「含まれる」に変更してください。</li> <li>3. 設問【261】では「景観計画の区域のため、適合証等を添付する。」又は「景観計画の区域であるが、届出不要である。」を選択してください。</li> <li>4. 「景観計画の区域のため、適合証等を添付する。」を選択してください。</li> <li>4. 「景観計画の区域のため、適合証等を添付する。」を選択した場合は、適合証を添付してください。</li> </ul>
7	確認書	262	確認書又は住宅 性能評価書の申 請年月日	確認書を添付される際は、申請年月日として、確認書右上にある交付日ではなく、中央に記載されている申請年月日を入力してください。
8	図面	263	住宅性能評価機 関による図面の押 印について	図面は住宅性能評価機関による押印済みのものを添付いただくようお願いしております。しかし、評価機関によっては押印図面を交付していない場合もございますので、その際は設問【263】にて押印図面を添付できない理由を記載してください。 なお、押印済みの図面に階段面積等を追記する必要があるものの、図面にロックがかかっており追記できない場合は、押印図面を添付いただいた上で、追加図書として追記済みの図面を添付してください。
9	図面	264	添付が必要な図面について	添付が必要な図面は、付近見取図、配置図、建物求積図、平面図、立面図です。これら以外の図面は添付不要ですのでご注意ください。  なお、不要な図面が添付されている場合は、補正指示を出させていただくため、受付が遅れることになります。あらかじめご了承ください。  ただし、立面図に建物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出の記載がない場合に限り、矩計図を添付してください。  また、令和7年11月以降は敷地求積図の添付は不要となります。  基礎伏図、小屋伏図、屋根伏図などが添付されているケースが見受けられますが、これらの図面も添付不要です。